三郷市屋外広告物条例新旧対照表

現行	改正案
（適用除外）	（適用除外）
第8条　（略）	第8条　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定めるところにより市長の許可を受けたものについては、第4条の規定は、適用しない。	5　次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定めるところにより市長の許可を受けたものについては、第4条の規定は、適用しない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
	(3)　公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
6　（略）	6　（略）
（広告物の管理）	（広告物の管理）
第18条　広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者（管理する者が置かれているときは、その者）は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。	第18条　広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者（管理する者が置かれているときは、その者）又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。
2　この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件で規則で定める基準を超えるものを表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。	2　この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件で規則で定める基準を超えるものを表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。
3　（略）	3　（略）
	（点検）
	第18条の2　広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、当該広告物及び掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を定期的に点検させなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件につい

	ては、この限りでない。 2　前項の点検において、この条例の規定による許可又は許可の更新の申請が必要な物件のうち高さが4メートルを超えるものについては、県条例第14条の2第2項に掲げる者に、点検させなければならない。 3　第1項の点検において、この条例の規定による許可又は許可の更新の申請が必要な物件のうち高さが4メートル以下のもの及び許可又は許可の更新の申請が不要なものについては、前項に規定する者に点検させるよう努めるものとする。 4　この条例の規定による許可又は許可の更新の申請をしようとする者は、前2項の点検の結果を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 5　前項の場合において、許可又は許可の更新の申請をしようとする者が当該許可に係る広告物の所有者等以外の者であるときは、当該所有者等以外の者は、当該広告物の所有者等に対し、第1項の規定による点検の結果の提出を求めることができる。
（措置命令） 第21条　市長は、第4条から第7条まで、第10条、第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。	（措置命令） 第21条　市長は、第4条から第7条まで、第10条、第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。
2　（略）	2　（略）
（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法等）	（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法等）
第22条　（略）	第22条　（略）
2　法第8条第2項の規定による公示は、次に	2　法第8条第2項の規定による公示は、次に

掲げる方法により行わなければならない。 (1)　(略) (2)　法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号に規定する期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、次条各号に掲げる事項を告示すること。 3　(略)	掲げる方法により行わなければならない。 (1)　(略) (2)　法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号に規定する期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、次条各号に掲げる事項を告示すること。 3　(略)